



OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.40 | 2026年6月

お客さま用資料

Contents

P.2 : 2025年度SDGs債市場レビュー

P.12 : SDGs債の「出口」 償還を迎えたその後

岡三証券株式会社



2025年度国内SDGs債市場 の動向について

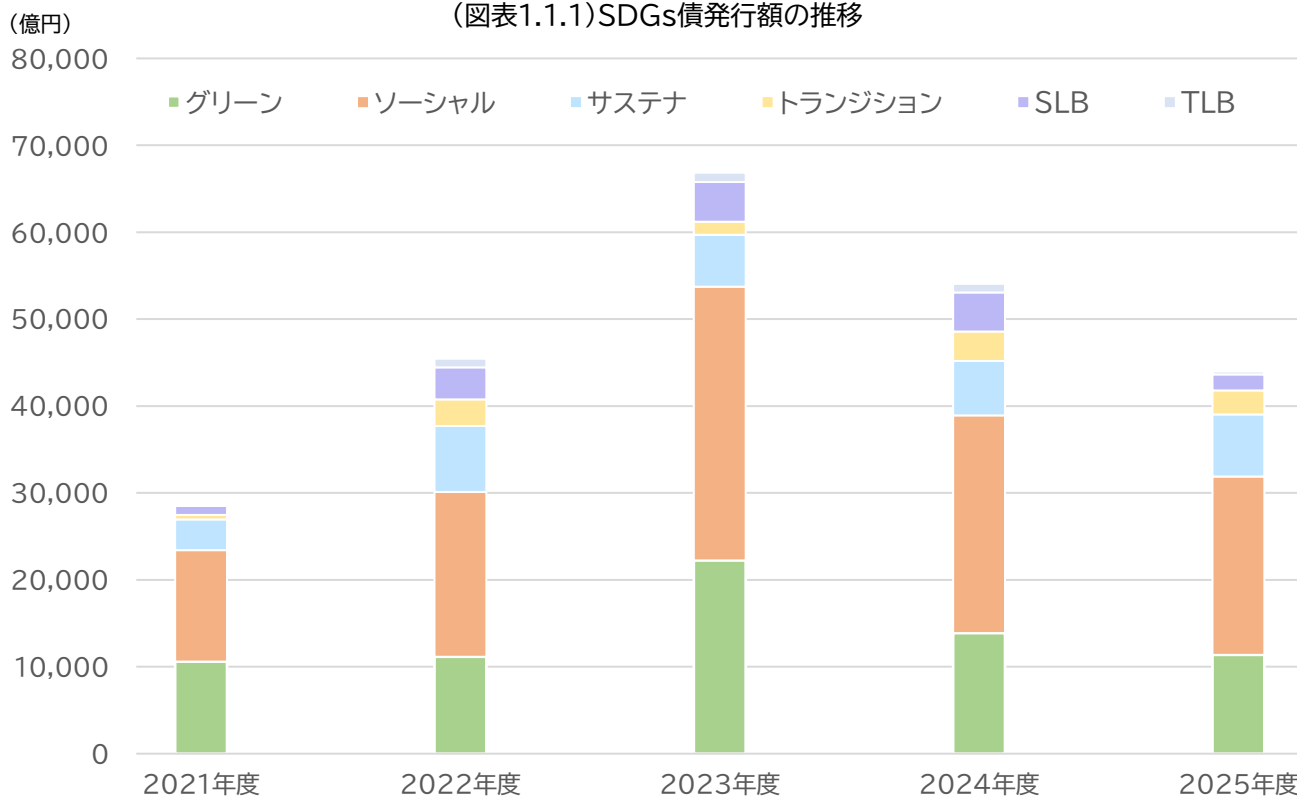
1. 摘要

2025年度の国内債券市場においては、通期合計278件、4兆3,954億円のSDGs債が発行された(2026年3月31日時点)。2024年度と比較すると、件数ベースで10%、発行額ベースでは19%減となった(図表1.1.1)。

ベース金利となる国債の利回りは、4月の米トランプ大統領による「相互関税」の発表、10月に発足した高市政権の「責任ある積極財政」による財政悪化懸念等によって、年度を通じて上昇した。一方で、国内社債市場では過去最大となる約15.8兆円が発行され、金利の先行きが不透明な中でも発行体の設備投資や運転資金ニーズの強さを背景にプライマリー市場は活況であった。

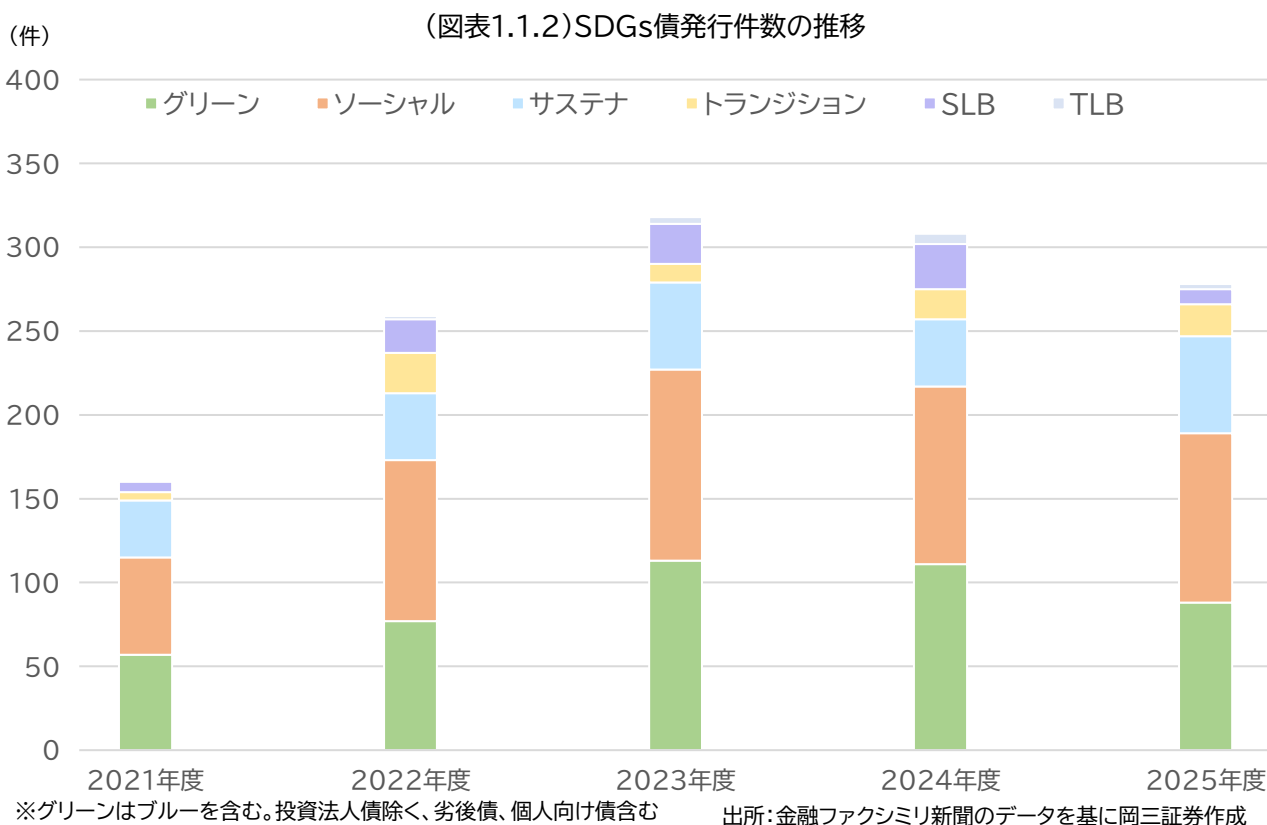
ラベル別にみると、例年通りソーシャルボンドの発行が最も多い。一方で、サステナビリティボンドの発行額が7,156億円と前年度比で約14%上昇し、存在感を増している。調達資金をグリーンプロジェクトとソーシャルプロジェクト双方に充当でき、資金用途を広く設定できることが好感され、公共債セクターでは福岡県が「ワンヘルスボンド」として同団体初のサステナビリティボンドを発行したほか、東京建物は年度を通じて3件、1,000億円を市場に供給するなど、SDGs債市場の中でもひととき盛り上がりを見せたラベルとなった。

(図表1.1.1)SDGs債発行額の推移



※グリーンはブルーを含む。投資法人債除く、劣後債、個人向け債含む
最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

出所：金融ファクシミリ新聞のデータを基に岡三証券作成



2.「成熟期」に入るSDGs債市場と、新たな潮流「テーマ債」

国内SDGs債市場の発行額はピークから落ち着きを見せ、「成熟期」に入ったという見方も強い。こうした中で、グリーンやソーシャルといった通常のラベルよりもさらに資金用途を限定したいいわゆる「テーマ債」の起債が増加している(図表1.2.1)。2019年から毎年テーマ債を発行する国際協力機構(JICA)は、8月のアフリカ開発会議開催に合わせ、「アフリカ・TICAD債券」を発行。また、事業債セクターでは、伊藤忠商事が本邦初のラベルとなる「オレンジ債券」を9月に起債。オレンジボンドイニシアティブが定めたオレンジボンド原則に則り組成され、ICMA原則には準拠しないが、SDGs債として市場が受け入れたケースとして注目を集めた。

加えて、三重県が発行した「みえグリーン債券」では、通常のグリーン債券と並行し、防災事業に対する投資家需要に応じて「水害レジリエンス枠」を設定、20億円の発行を行った。1件の投資家のみに販売する、いわゆる「ターゲットディール」であり、同時発行のグリーン債券対比、低利での資金調達を実現している。

(図表1.2.1)2025年度に発行された主なテーマ債

発行体名	三重県	国際協力機構(JICA)		伊藤忠商事
愛称	みえグリーン債券 (水害レジリエンス枠)	アフリカ・TICAD債券		伊藤忠商事オレンジ債券
準拠原則	グリーン債券原則(ICMA)等	グリーン債券原則、ソーシャル債券原則及びサステナビリティ債券ガイドライン(ICMA)		オレンジ債券原則 (Orange Bond Initiative)
条件決定日	2025/10/17	2025/8/8		2025/9/5
年限	10年	3年	5年	3年
発行額	20億円	150億円	80億円	152億円
表面利率	1.734%	0.923%	1.178%	1.110%
スプレッド	国債カーブ+10.0bp	国債カーブ+9.0bp	国債カーブ+13.0bp	国債+17.0bp
プレミアム	通常債-2.0bp	-	-	-
資金使途	河川・ダム・港湾・海岸保全施設の強化	アフリカ向け有償資金協力事業		女性の活躍推進など、ジェンダー平等に資するプロジェクト

出所:CAPITAL EYEのデータを基に岡三証券作成

3. 公共債セクター

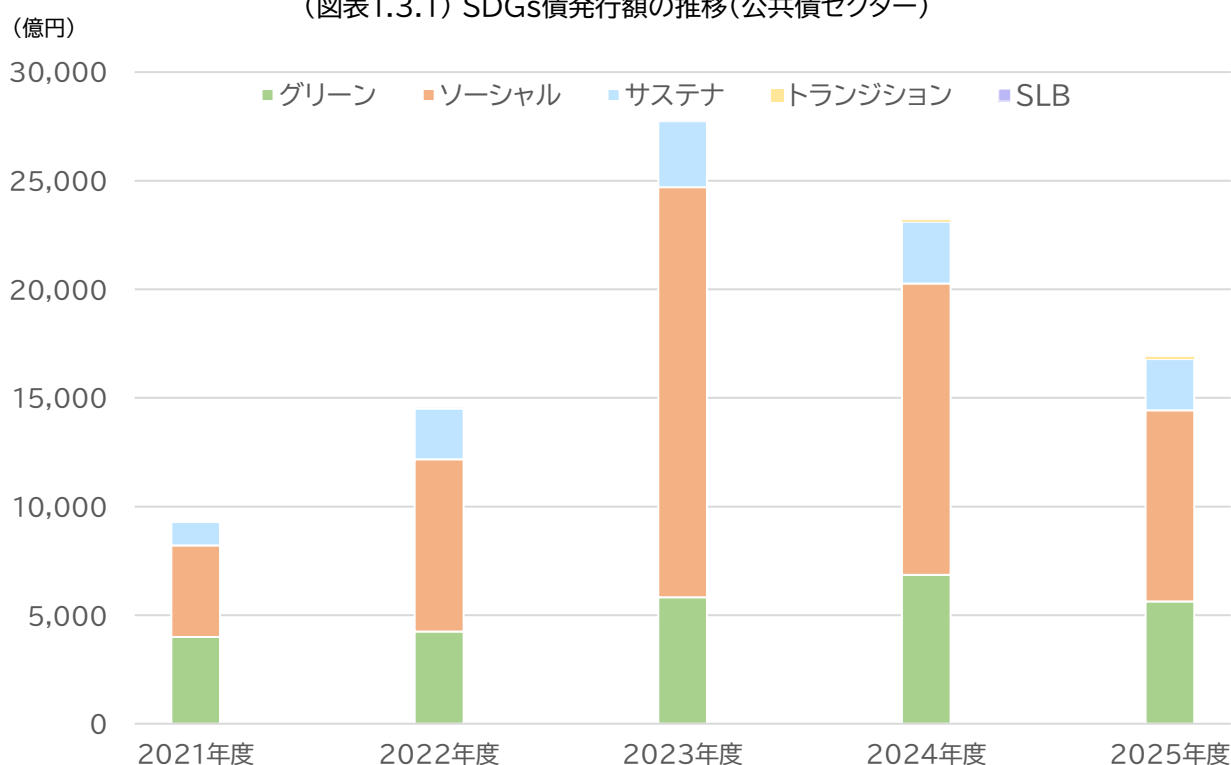
2025年度における公共債セクター(地方債、財投機関債等)のSDGs債は総額1兆6,892億円が発行され、前年度比27%減となった(図表1.3.1)。変動性の高い金利環境の中でより投資家層の広い通常債の割合を増やした発行体の存在が要因の一つと考えられる。一方、件数については年度を通じて158件の起債があり、前年度比4件の減少に留まった(図表1.3.2)。地方公共団体等、定期的に発行する団体の起債によって、2023年度から大きく減少することなくほぼ横ばいで推移していることがわかる。

ラベル別でみると、依然として発行額の半分以上をソーシャルボンドが占めており、継続的に起債し続けている独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は2025年度に45件、6,389億円をソーシャルボンドとして起債した。

一方、発行額はソーシャルに劣るものの、公共債セクターにおいてはグリーンボンドの起債が目立つ。発行額、件数共にピークを迎えた2023年度から5,000億~6,000億円台の発行額で推移しており、全体の発行額が減少する中でそのプレゼンスを保っている。この背景として、自治体や政令指定都市といった地方公的が継続的にグリーンボンドを発行している点に加え、2023年度からは総務省によるグリーン共同債の発行も開始されたことで、毎年安定的にまとまった規模のグリーンボンドの供給が行われている点が挙げられる。

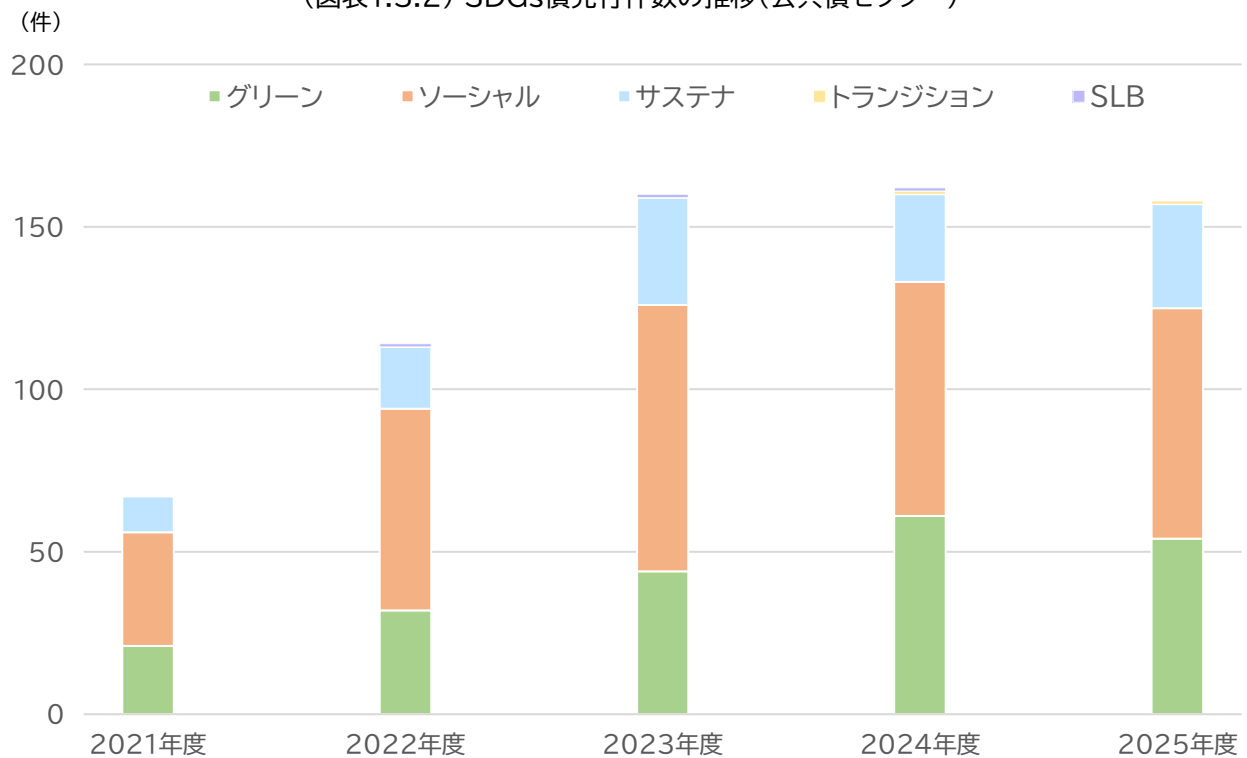
また、ICMA原則に準拠しない通常債を、「テーマ債」として発行する動きも拡がりつつある。2025年度には、兵庫県の「兵庫県防災ボンド」や横浜市の「浸水レジリエンス債」など、多くのテーマ債が発行された。2026年度も2025年度同様、横浜市が「地震レジリエンス債」を4月にローンチするなど、今後一層の普及が見込まれる資金調達方法として注目される。

(図表1.3.1) SDGs債発行額の推移(公共債セクター)



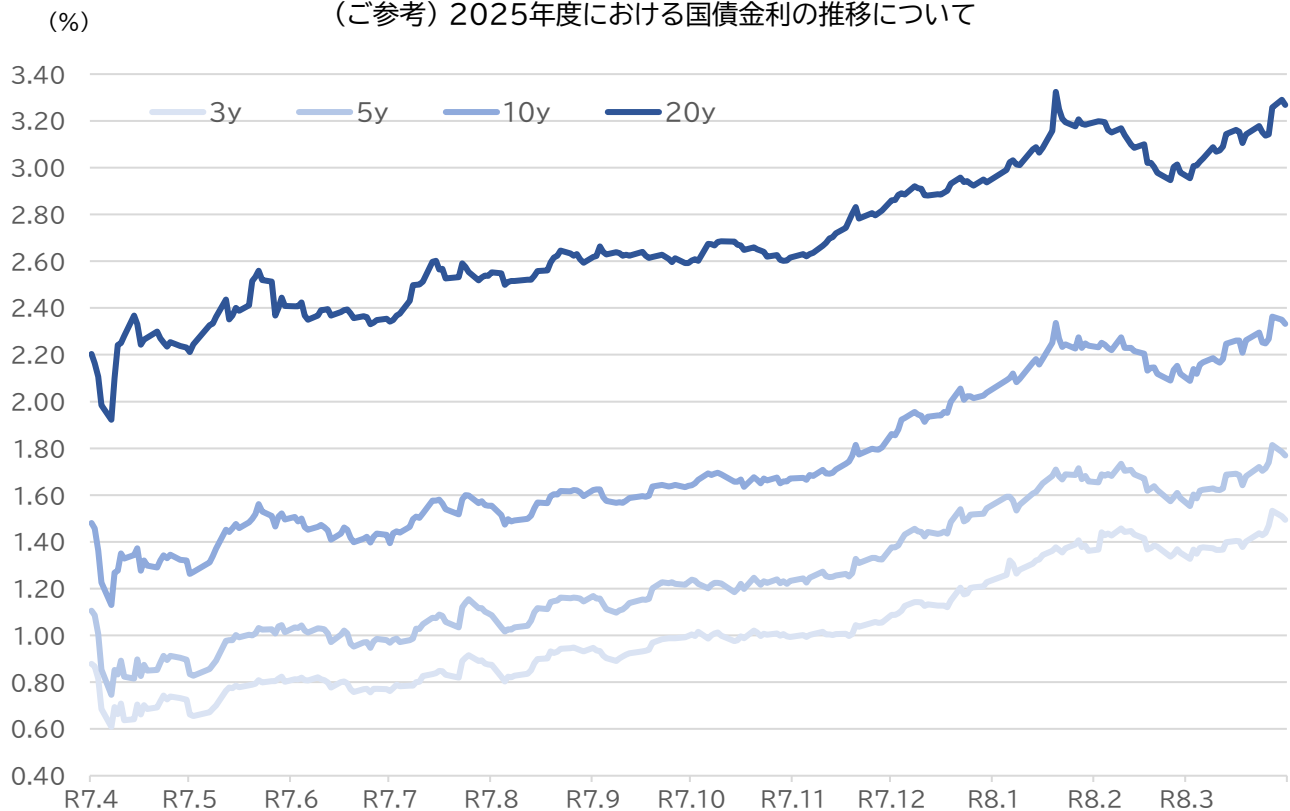
※グリーンはブルーを含む。投資法人債除く、劣後債、個人向け債含む 出所:金融ファクシミリ新聞のデータを基に岡三証券作成

(図表1.3.2) SDGs債発行件数の推移(公共債セクター)



※グリーンはブルーを含む。投資法人債除く、劣後債、個人向け債含む 出所:金融ファクシミリ新聞のデータを基に岡三証券作成

(ご参考) 2025年度における国債金利の推移について



※複利表示

出所:Bloombergより岡三証券作成

4. 安定した推移を見せたグリーンニアム

債券の利率は、無リスク資産である国債を基準として、発行体の信用リスク等を加味した「スプレッド(国債との利回りの格差)」によって決定される。公共債セクターにおいては、SDGs債がしばしば同一発行体の発行する通常債よりも低いスプレッドで発行される「グリーンニアム」※という現象が観測されている。

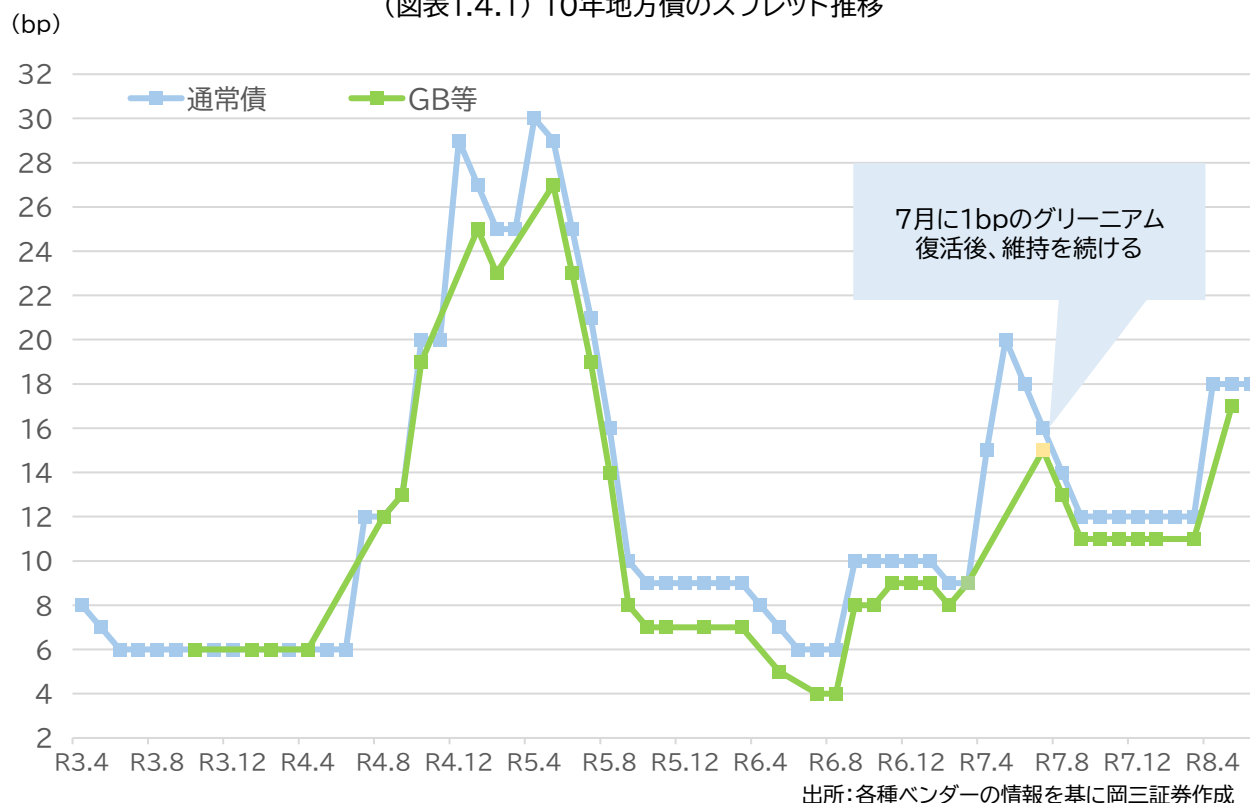
本稿Vol.34(2025年4月号)で記述した通り、2024年度は、債券市場全体の低調な需給環境がSDGs債にも波及し、10年SDGs地方債においてグリーンニアムが消滅するなど、軟調な状況が続いていた。その後、2025年度初の10年グリーンボンドを発行した群馬県が7月に1bp**のグリーンニアムを復活させると、前年度以上に変動性の高い債券市場の中でも安定してグリーンニアムを維持している。

市況に左右されることなく、ESG投資を行う投資家が増加しており、地方債市場においてはグリーンニアムが発生する、というコンセンサスが形成されつつあると言えるだろう。

※GBの「グリーン」と、金利上の優遇を表す「プレミアム」という言葉を合わせた造語。

※※1bpは利率0.01%分のスプレッドを表す。

(図表1.4.1) 10年地方債のスプレッド推移



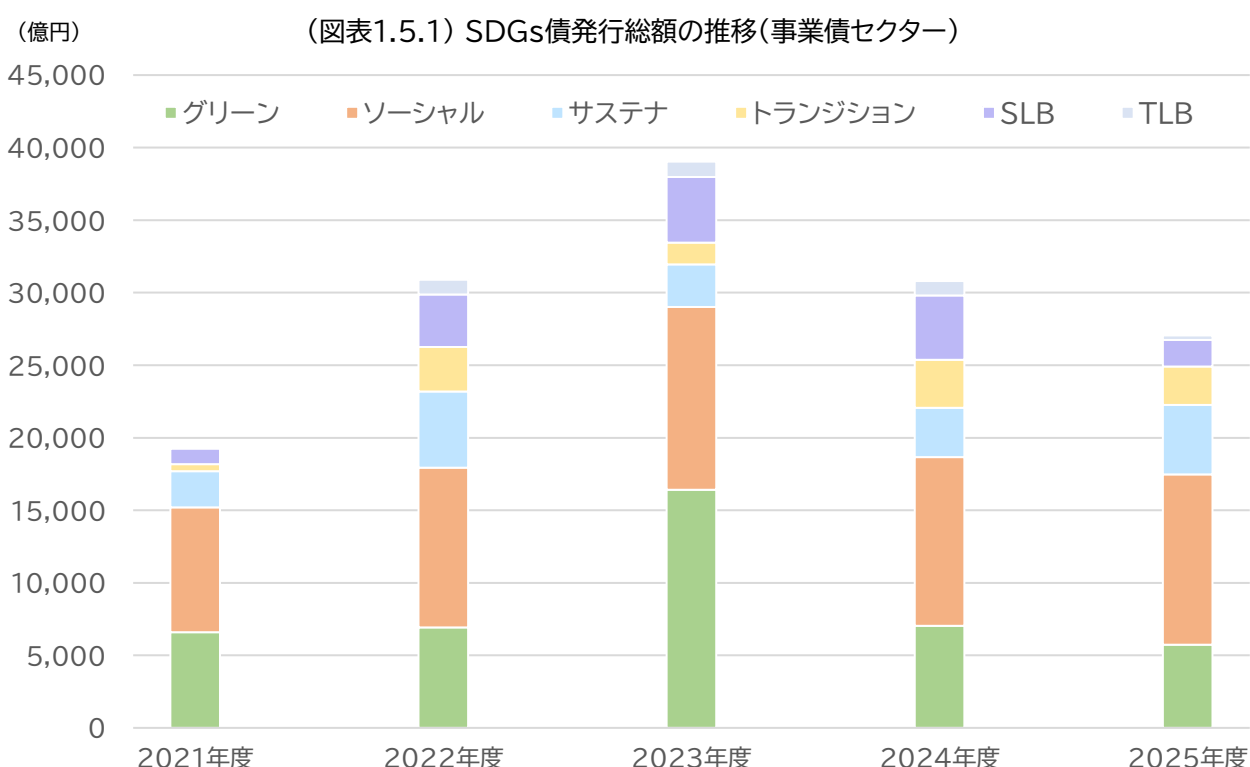
5. 事業債セクター

2025年度における事業債セクターのSDGs債の発行件数は120件、総額2兆7,062億円が市場に供給され、前年度を下回る実績となった(図表5.1)。

ラベル別でみると、過年度の事業債セクターではSLB(サステナビリティ・リンク・ボンド)の起債が目立っていたものの、2025年度は減少し、一方でサステナビリティボンドの発行額が3,400億円から4,790億円に増加した。2025年度も起債したKDDIやJR東日本などに加えて、トヨタ自動車、楽天グループ、J.フロントリテイリングなどによる発行が今年度は追加されたことで、発行額を大きく押し上げることとなった。

また、下期には多くの団体がSDGs債を初起債した。10月には熊谷組が初の債券をグリーンボンドで発行、また第4Qには京王電鉄、コニカミノルタがそれぞれグリーンボンド、サステナビリティボンドで起債に至っている。初回債の中でも、ニッスイによる本邦初のブルー・ネイチャーボンドは市場の注目を集めた。調達資金は黒瀬ふりと、FIVE STAR(サーモン)の養殖事業に充てる。どちらの事業も飼育魚から人工的に採卵した卵を育成して成魚とする「完全養殖」の方式を取り、海洋資源への負担を軽減することを可能としている。こうした取り組みとラベルの希少性、好調な業績等が投資家に評価され、発行額100億円に対して1.8倍の需要を獲得し条件決定している。

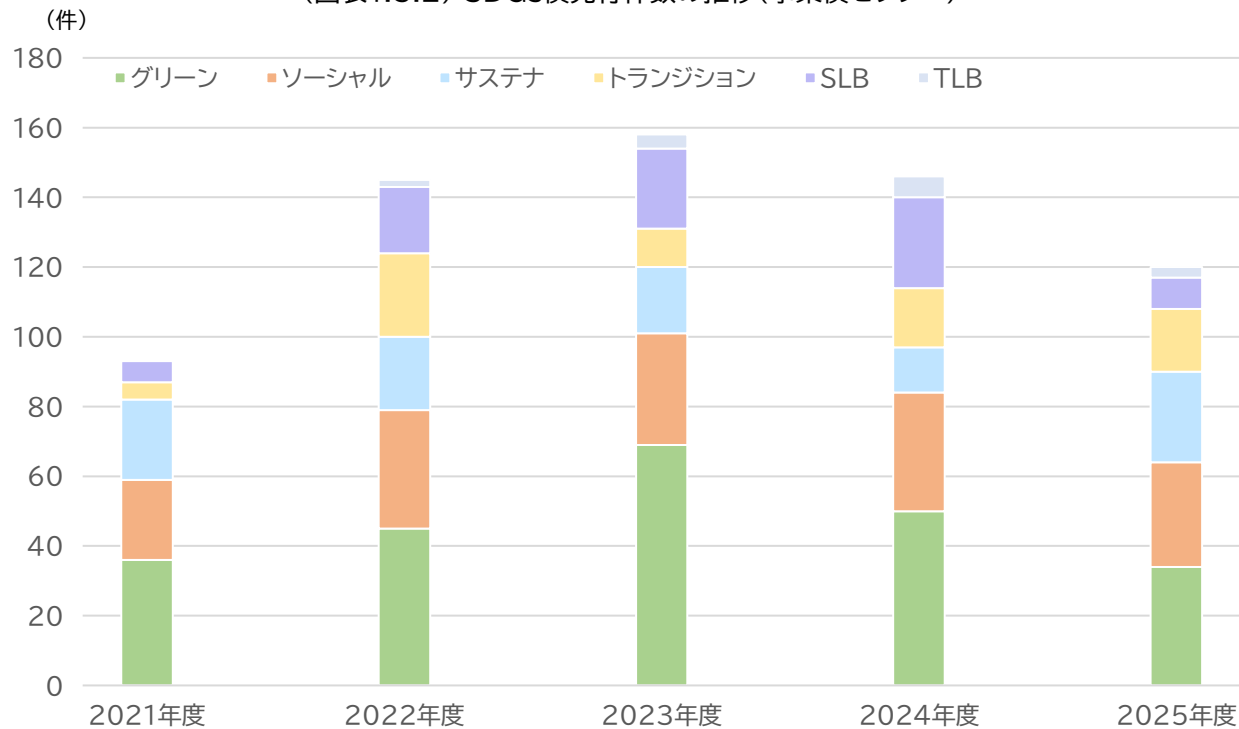
2025年度は、事業債セクターにおいても、独自のラベルやテーマ性を重視した起債により他団体との差別化を図る動きが見られた。2026年度は起債金額や件数だけでなく、個々の銘柄がどういった差別化要素を持っているのか、より注目されるだろう。



出所:金融ファクシミリ新聞のデータを基に岡三証券作成

※グリーンはブルーを含む。投資法人債除く、高速道路債、劣後債、個人向け債含む

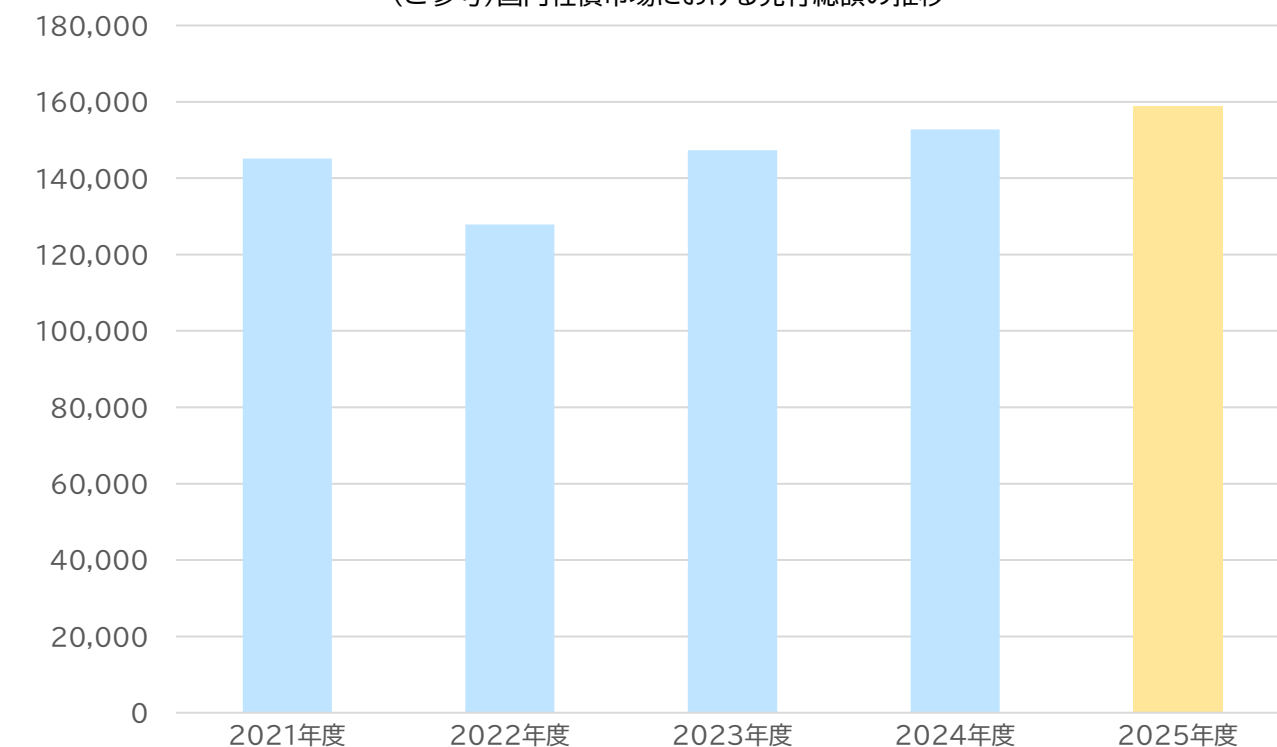
(図表1.5.2) SDGs債発行件数の推移(事業債セクター)



出所:金融ファクシミリ新聞のデータを基に岡三証券作成

※グリーンはブルーを含む。投資法人債除く、高速道路債、劣後債、個人向け債含む

(ご参考)国内社債市場における発行総額の推移



出所:金融ファクシミリ新聞のデータを基に岡三証券作成

6.フリークエントイシューアーに支えられるSDGs債市場

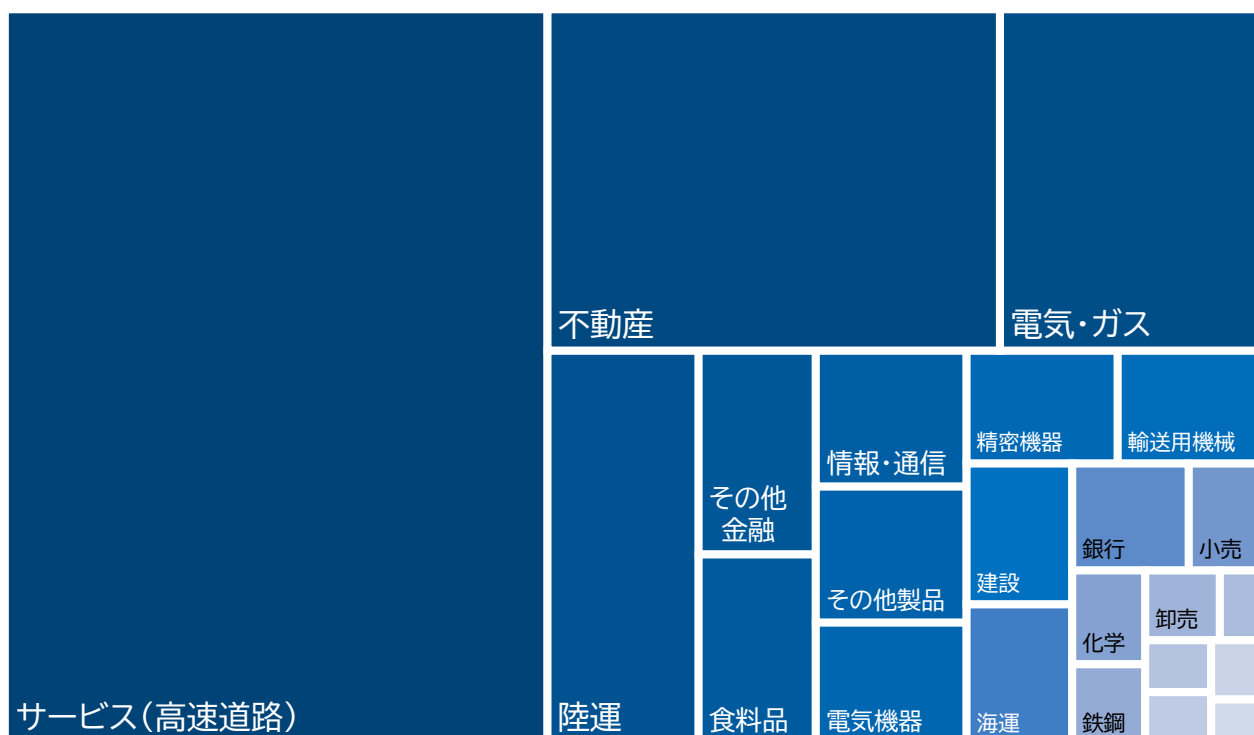
図表1.6.1は、事業債セクターのうち、業種別発行額を面積で表している。SDGs債の起債では高速道路債が圧倒的な発行量を誇り、2025年度にはソーシャルボンドを中心に1兆1,661億円を起債。続いて、発行額の大きい順に不動産、電気・ガス、陸運、その他金融となっている。このうち、発行額の最も大きい3つの業種(高速道路、不動産、電気・ガス)が全体に占める割合は69%となり、4番目に大きい業種である陸運を加えると75%を超える。

このように、国内SDGs事業債セクターにおいては、発行額が大きく頻繁に起債を行う、いわゆる「フリークエントイシューアー」に支えられている状況である。発行体別には、東日本高速道路の発行額が最も多く、年度を通じて5,149億円を発行。不動産セクターでは、三井不動産が1,631億円を全てグリーンボンドとして起債している。

もっとも、こうした動きはSDGs債市場に限らず、債券市場全体で見られる。特に事業債セクターは、電力会社や鉄道会社などインフラ関連業種に属するフリークエントイシューアーの起債が発行額のかなりの割合を占める。人々の暮らしや環境に直接的に関わる事業を展開するこれらの企業は、今後も継続してSDGs債を発行していく可能性が高い。

こうしたフリークエントイシューアーが引き続きSDGs債市場発行額を下支えするとみられる中、これまで起債が限定的であった業種の動向についても、今後の変化を注視したい。

(図表1.6.1)事業債セクター 業種別SDGs債発行金額(2025年度)



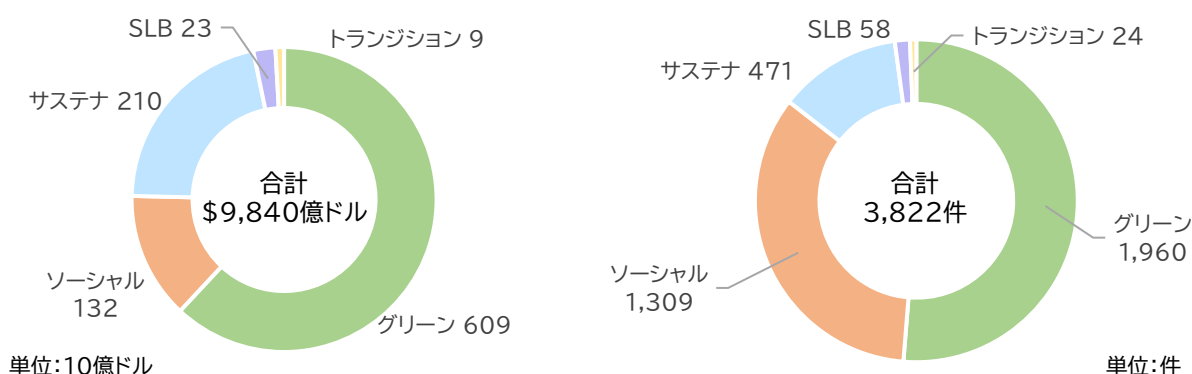
※投資法人債除く、高速道路債、劣後債、個人向け債含む

出所:金融ファクシミリ新聞のデータを基に岡三証券作成

7.SDGs債市場の国際動向

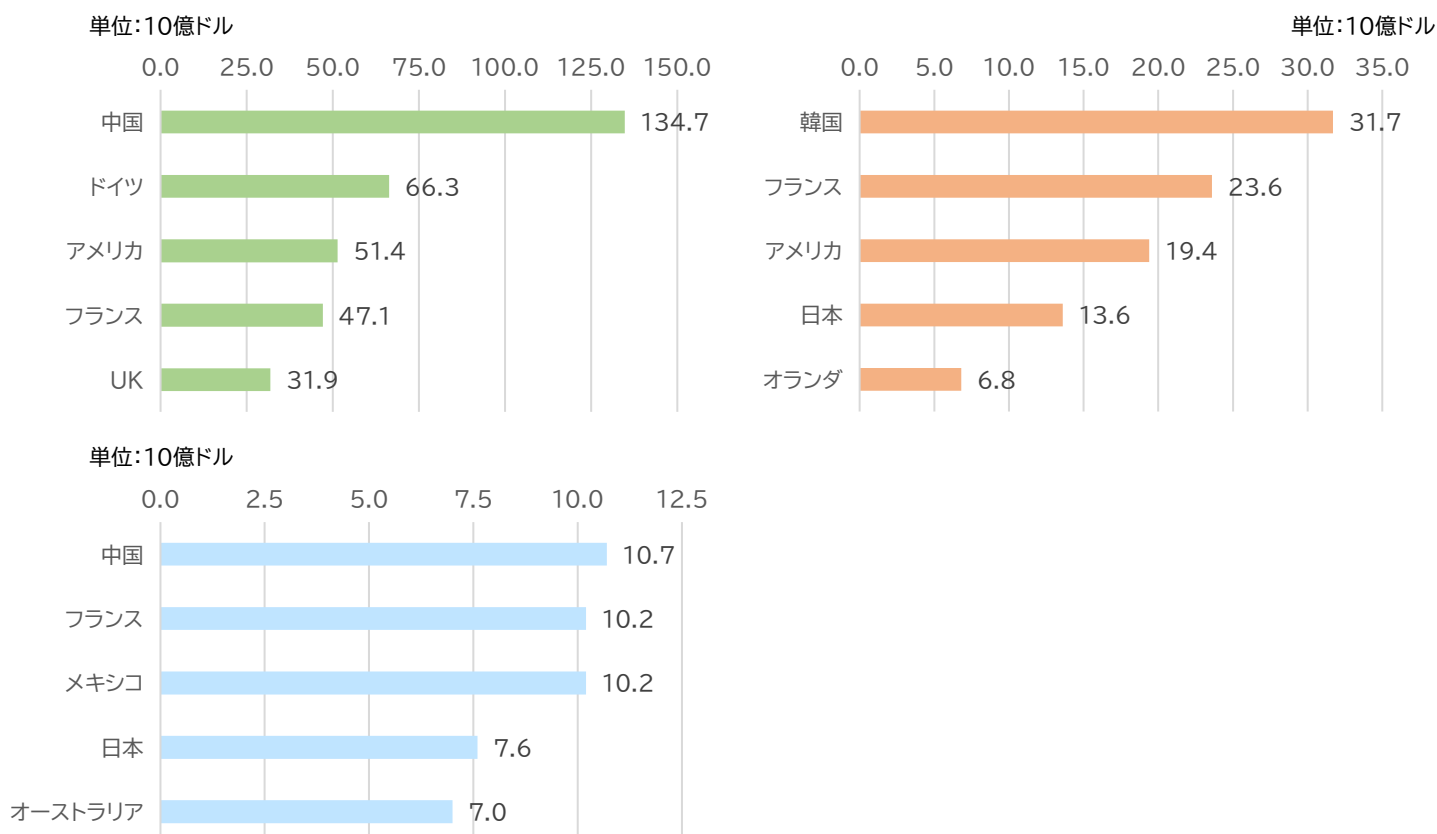
2025年(暦年ベース)の世界全体のSDGs債市場では、発行額、件数共にグリーンボンドが占める割合が最も高い結果となった(図表1.7.1)。また、ラベルごとの国別発行額は、グリーンボンド及びサステナビリティボンドで中国、ソーシャルボンドでは韓国が首位を獲得した。日本はグリーンではランキング外となったものの、ソーシャルとサステナビリティでそれぞれ4位にランクインし、一定のプレゼンスを示す結果となった。

(図表1.7.1)世界のSDGs債発行額と発行件数(2025年)



出所:Environmental Finance “Sustainable Bonds Insight 2026”より岡三証券作成

(図表1.7.2)ラベル別発行額上位5か国(左上からグリーン・ソーシャル・サステナビリティ)



出所:Environmental Finance “Sustainable Bonds Insight 2026”より岡三証券作成

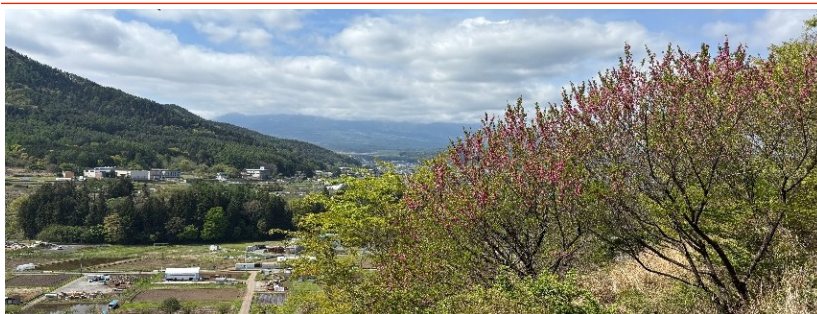
8. 今後の展望

2025年度のSDGs債市場は、発行額、件数の減少が見られた一方で、テーマ債やサステナビリティボンドの拡大が目立ち、他団体との差別化を目指す発行体に対する市場の注目度が高まった一年となった。特定の投資家ニーズを捉える「ターゲットディール」が普及しつつあることから、発行体と投資家とのエンゲージメントが進み、共に課題解決していこうとする様子がうかがえる。

2025年1月に就任したトランプ米大統領による、パリ協定離脱発表を皮切りとした「反ESG」政策や、不安定な市場環境を背景とした通常債への回帰など、SDGs債に対する風向きは必ずしも良好とは言えない。もっとも、こうした状況下においてもESG投資を続ける投資家や、自らの取組みを発信し資金調達を行う発行体が定着していることは、SDGs債市場の質的变化を示すものと言える。本稿Vol. 34(2025年4月号)では、SDGs債市場において表面的な拡大にとどまらず、持続可能な社会に向けた実質的な変革が求められ始めていることを示した。2025年度は、まさにSDGs債市場の変革の始まりを告げる一年であっただろう。

足元では、地政学リスクの高まりに伴う原油価格の高騰や、AIデータセンターを中心とした電力需要の増加を通じて、世界的に再生可能エネルギー分野を中心としたESG投資の必要性が改めて認識されている。また、国内では日本銀行による金融政策正常化の過程で金利上昇局面にあり、債券投資への妙味は日々増してきている。このように、一度ピークアウトしたかに見えるSDGs債市場の再活性化に向けた要因は着実に積み上がりつつあると捉えることができる。

発行額や件数といった量的側面と、個々の取組みの実効性という質的側面の両立に向けて、SDGs債市場は変革期を迎えている。さらなる発展に向けては、発行体と投資家とのエンゲージメントをより一層高め、真に社会課題の解決に資する資本市場の実現に繋がる動きが求められるであろう。引き続き、その動向を注視して行きたい。



SDGs債の 「出口」

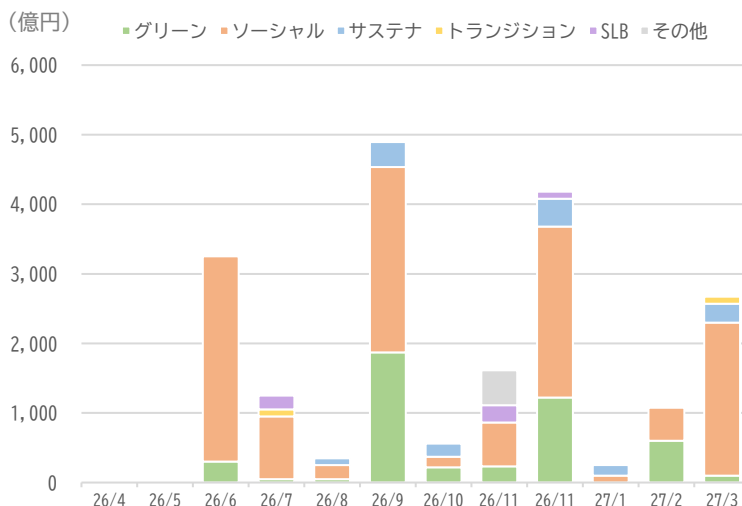
償還を迎えたその後

1. 摘要

2025年度のSDGs債の新規発行は一服感が出ている(コンテンツ1 2025年度SDGs債市場レビュー参照)。一方で、日本銀行が2026年6月に公表した「気候変動関連の市場機能サーベイ」(第5回)では、今後の市場動向を見るうえでの注目点として、SDGs債の償還に伴う借換えの動向を挙げている。

今年度(2026年4月～2027年3月末)に償還を迎えるSDGs債は、約20,000億円・95件。ラベル別にはソーシャルボンドが12,725億円・42件と最大の構成を占め、グリーンボンドが4,646億円・29件、サステナビリティボンドが1,469億円・17件で続く。業種別では、道路会社等が8,955億円・26件と最も大きく、財投機関等(3,728億円・19件)、地方公共団体等(1,405億円・7件)が続く。発行が拡大した時期に市場に供給された債券の償還が今後数年にわたって見込まれるなか、どのような形で借換えられていくのかも、当面の注目点となろう。

(図表2.1.1)2026年度 月別償還額



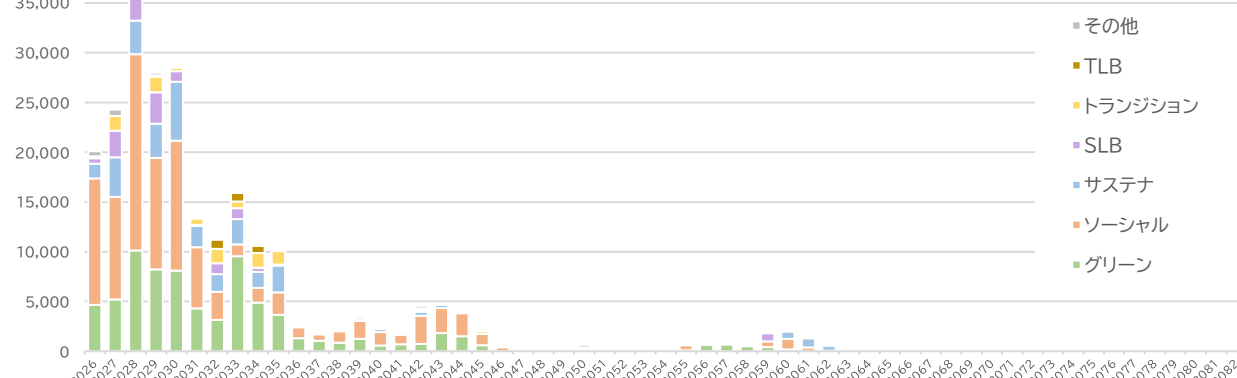
(図表2.1.2)ラベル別 償還額/件数

ラベル	償還額(億円)	件数
グリーン	4,646	29
ソーシャル	12,725	42
サステナ	1,469	17
SLB	550	4
トランジション	200	2
その他	500	1

(図表2.1.3)上位5業態 償還額/件数

業態別	償還額(億円)	件数
道路会社等	8,955	26
財投機関等	3,728	19
地方公共団体等	1,405	7
その他金融業	2,356	11
海外	788	2

(図表2.1.4)年度別償還額

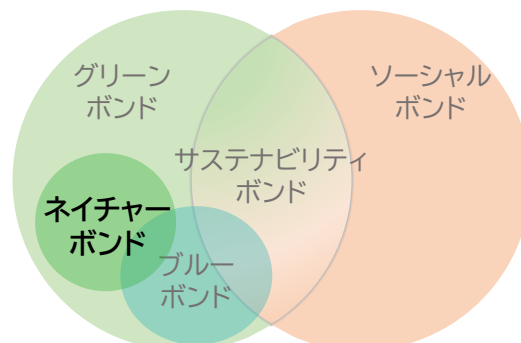


出所:JPX ESG債情報プラットフォーム(<https://www.jpx-esg.jp> 閲覧日:2026/6/19)より岡三証券作成

2. 広がるラベル、絞られる対象事業

SDGs債市場が成熟するにつれて、「グリーンボンド」「サステナビリティボンド」といった大きな枠組みの中でも、資金用途をより細かく絞り込んだテーマ型の発行が増えている。海洋保全に特化した「ブルーボンド」が既に起債実績を積み上げているが、本稿Vol.35(2025年10月号)において取り上げたとおり、国際資本市場協会(ICMA)は2025年6月、自然関連プロジェクトに資金用途を専ら充当する債券を指す新たな呼称「ネイチャーボンド」を導入した。国際的な枠組みの中で公式な呼称が与えられたことは発行体の後押しとなり、これまで以上に起債へ踏み切りやすくなったと考えられる。こうした環境変化を背景に、今後はネイチャー分野における起債のさらなる拡大が見込まれる。

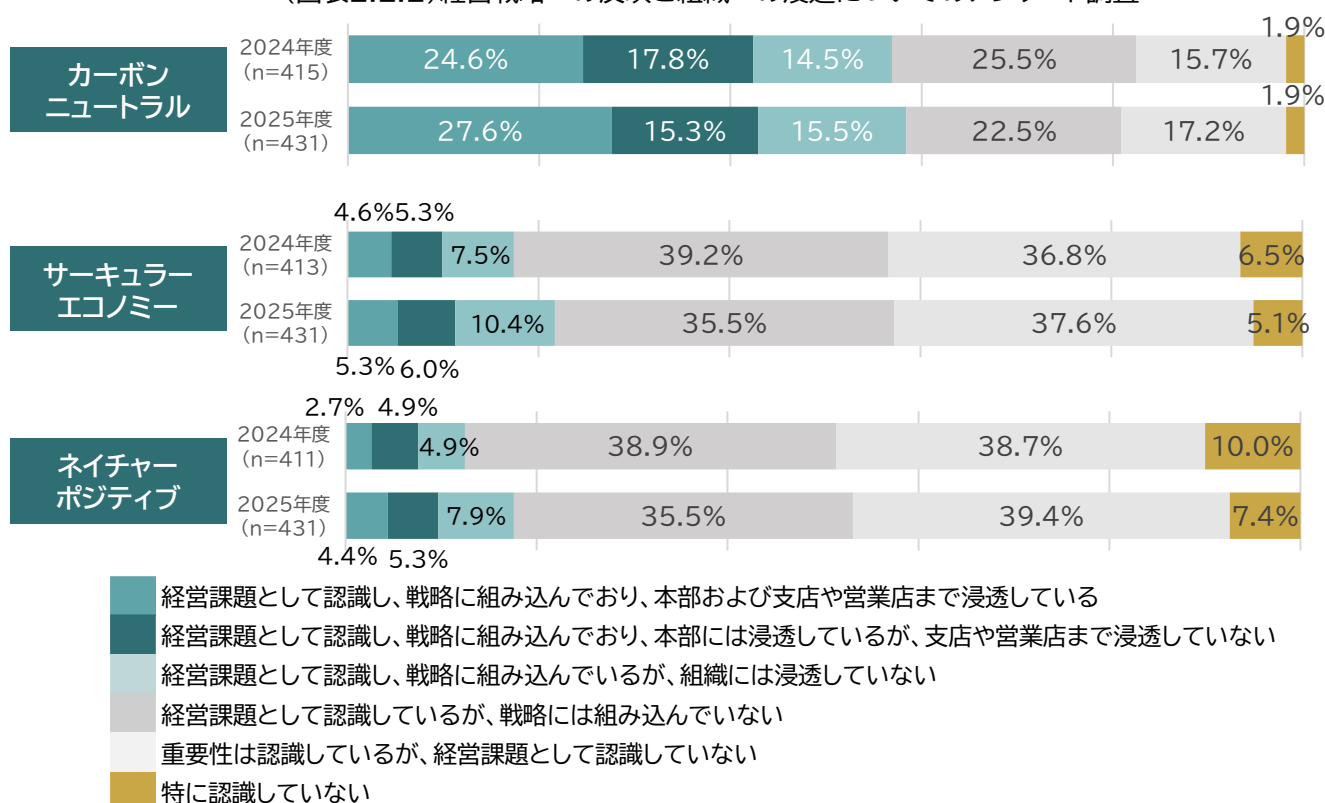
(図表2.2.1)資金用途特定型債券の分類



作成:岡三証券

ネイチャー分野への関心の高まりは、グローバルな債券市場にとどまらず、国内の地域金融機関にも波及しつつある。2026年3月6日に環境省が公表した「ESG地域金融に関する取組状況について - 2025年度ESG地域金融に関するアンケート調査結果取りまとめ」においても、金融機関の間でサーキュラーエコノミー(循環経済)に加え、ネイチャーポジティブへの関心が高まりつつあることが示されている

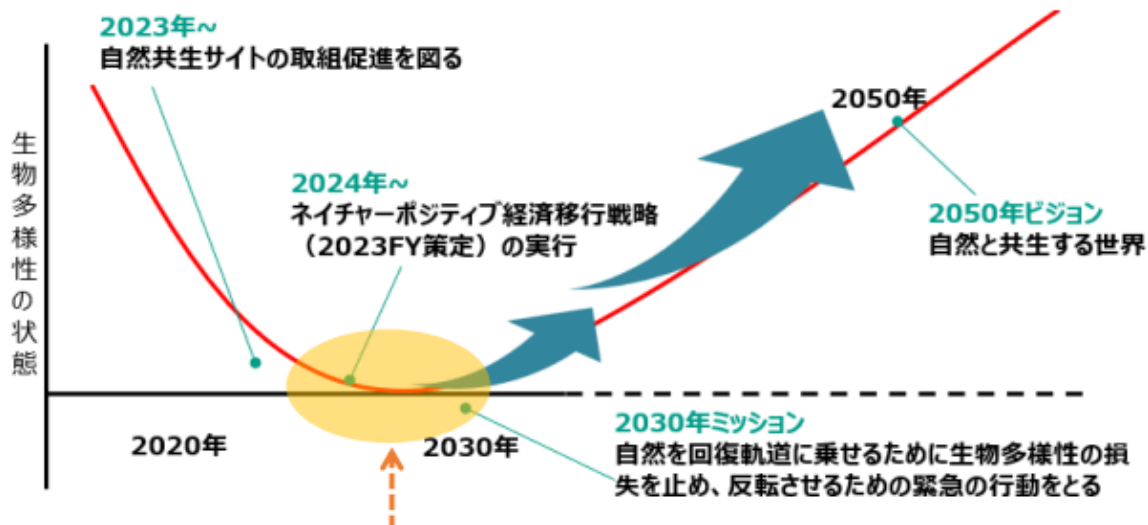
(図表2.2.2)経営戦略への反映と組織への浸透についてのアンケート調査



出所:環境省(2026年3月)

「ESG地域金融に関する取組状況について-2025年度ESG地域金融に関するアンケート調査結果取りまとめ」より岡三証券作成

(図表2.2.3)ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ(2025-2030年)



出所:環境省(2025年7月31日)ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ(2025-2030年)
<https://www.env.go.jp/content/000333089.pdf>

こうした動きは、市場の制度だけでなく、政策の後押しとも軌を一にしている。環境省が2025年7月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ(2025-2030年)」では、3つの視点の一つに「ネイチャーポジティブ経営実践拡大・深化に向けた自然資本価値可視化、情報開示促進」を据え、その中で「ネイチャーファイナンスの拡大・質向上」を具体的な施策として掲げている。2026年度にかけて、投融資におけるネイチャーポジティブ配慮指針(仮称)の検討・策定が進められており、官民連携によるネイチャーファイナンスの先行モデル創出も予定されている。

(図表2.2.4)ネイチャーポジティブ経済移行に向けた重要な視点

- 視点1**
 ランドスケープアプローチ※の観点から地域の自然資本を活かしたNPな地域づくりを実現
 ～企業価値と地域の価値を併せて向上、地域活性化に繋げる～
- ※ ランドスケープアプローチとは、一定の地域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法のこと。
 例えば、自然資本の供給側(上流)から消費側(下流)までが一気となって、そのランドスケープの中にあるマルチセクターが連携して取り組むことなど。
- 視点2**
 自然資本の環境価値を活用した経済全体の高付加価値化、情報開示促進及び
 ネイチャーファイナンスの拡大により、NP経営実践の拡大・深化を図る
- 視点3**
 NPな取組を進める日本企業の国際的競争力の強化のため、産官学の連携の下、
 自然資源の調達や土地利用の在り方を含めた自然領域のルールメイキング等に
 積極的に関与・主導する

出所:環境省(2025年7月31日)ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ(2025-2030年)
<https://www.env.go.jp/content/000333089.pdf>

一方で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減など、定量的な成果を示しやすいカーボンニュートラルへの施策と比べると、ネイチャーポジティブが注目を集め始めたのはごく最近であり、その効果を具体的に示すことは依然として難しい。しかしながら、投資家からの信頼を得るためには、事業の環境価値をより具体的に示すことが求められるだろう。

3. 自然の価値の測り方

グリーンプロジェクトの指標としてよく使用されるCO₂排出削減量であれば、トンという共通の単位で比較できる。一方で、生物多様性の価値は地域固有性や質的な側面が強く、単一の指標に落とし込みにくい性質があり、それを如何に開示するかは、発行体・投資家双方の課題である。

この課題に対応する動きとして、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、生物多様性・生態系・生態系サービス(BEES)に関する追加的な開示基準の検討を進めており、2026年10月までに公開草案を示す計画だ。

(図表2.3.1)ISSBによるBEES関連リスク及び機会に関する開示基準の開発プロセス



出所：環境省(2026年3月)ネイチャーポジティブ経済の実現に向けた環境省の施策
<https://www.env.go.jp/content/000382391.pdf>

また、国内においては、2026年3月に環境省が「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」を公表。同省は2025年9月に「生物多様性の価値評価に関する検討会」を設置、民間資金動員の拡大に向けた価値取引等の社会経済的な仕組みづくりも見据えて、日本の自然の特徴を踏まえた定量的な価値評価の在り方を検討している。

今回取りまとめられた「基本的な考え方」は、原生的な自然に加えて、日本を含むアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然の特徴を踏まえ、「価値評価に当たって満たすべき要件」と「価値評価の活用に向けて」のそれぞれのフェーズで重視すべき点を整理したものであり、今後、自然共生サイトにおける評価手法の試行などを通じて、具体的な検討を本格化させる方針である。

4. 終わりに

冒頭で触れた通り、SDGs債の大量償還が今後数年にわたって見込まれるなか、借換えが当面の注目点となっている。

様々な事業を幅広く盛り込んで投資家の関心と呼ぶのか、あるいは特定のテーマに絞って個別の取り組みを強調するのか、発行体の選択は多様化している。新たなラベルの導入も進む中、これまで経営戦略やマテリアリティで掲げてきた方針を、資金調達の面でも打ち出せるようになった。

もっとも、こうした取り組みの評価にあたっては、成果の把握や提示の在り方が課題として指摘される。自然の保全・回復による効果は、CO₂排出削減のように投資直後に顕在化するものではなく、生態系の回復を通じた効果の発現には数年から数十年単位の時間を要する。現状、多くのインパクトレポートは、調達資金がどの事業に充当されたかを示す単年度の報告が中心であり、その後の自然の変化を継続的に追跡・報告する枠組みは、まだ発展途上にある。

また、調達手法の選択肢が拡大する中であっても、充当事業のインパクトを投資家が納得できるかたちで示すことができれば、市場での評価に十分にはつながらない。開示基準・評価手法の整備とあわせ、「インパクトの可視化」をいかに進めていくのかも引き続き重要となる。

コラム！

自然共生サイト 3年で569か所に拡大

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標「30by30目標」達成に向けて、政府は2023年度から、事業会社や自治体など民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている地域を“自然共生サイト”として認定している。

2025年3月末時点で328か所だった認定数は、2025年4月に施行された地域生物多様性増進法により、2026年3月に569か所まで拡大。これにより、早期に自然共生サイトを500以上認定する目標を達成。認定されている569か所のうち大多数を事業会社が占めており、里地里山、湿地、企業緑地など多様な環境が認定対象となっている。

また、自らが地域を有しない団体等が自然共生サイトの保全活動を金銭的（購入・寄付・ネーミングライツの購入・投融資等）な支援を行った場合に、その貢献を環境省が証明する「支援証明書」も2025年度から本格運用を開始している。TNFD（自然関連財務情報タスクフォース）等の情報開示への活用も念頭に設計されており、土地を持たない団体にも、ネイチャーポジティブへの貢献を表明できる手段が広がっている。

<ご注意事項>

○本資料の記載では、商品等の勧誘を行うことがあります。これらの商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(株式(株式・ETF・J-REITなど)の売買取引の場合は約定代金(単価×数量)に対し、最大1.485%(税込み)(手数料金額が3,300円を 下回った場合は最大3,300円(税込み))の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大2.3496%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客さまの購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.485%(税込み)の売買手数料となります。

2026年末まで、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税され、2027年1月から2047年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して、1.1%の付加税が課税されます。加えて2027年1月からは防衛特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して1.0%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

○お客さまの個人情報、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のための他、当社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ(<https://www.okasan.co.jp>)をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社までお申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

(2026年5月改定)

商号等:岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会